

連雀学園三鷹市立第六小学校 学校のいじめ防止基本方針

令和6年4月1日
連雀学園三鷹市立第六小学校
校長 藤原 和彦

国のいじめ防止対策推進法を受けた東京都教育委員会の基本方針を踏まえ、平成27年1月1日より「三鷹市いじめ防止対策推進条例」が施行され、条例に基づいて「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」が策定され、平成29年3月に改訂版が出されました。

そこで、本校では、下記に基づいて、いじめ防止対策推進法の趣旨に則った学校として平成28年度に策定した「学校のいじめ防止基本方針」の見直し・点検を行い、平成29年度版の「学校のいじめ防止基本方針」を策定するとともに、それに基づいた取組の推進を行います。

1 いじめ防止に向けての基本方針

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、全職員で迅速かつ組織的に対応し、児童に自己有用感や自己肯定感を育む。
- (2) いじめはどの子にも起こりうる事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取組む姿勢を全教職員と保護者で当事者意識を高めて共有する。
- (3) いじめについて誰もが当事者意識をもち、主体的にかかわることができるように、「いじめ防止リーフレット」を活用し、家庭や児童によるルール作りなどを促す。
- (4) ネット上のいじめに対応するため、「ネット社会を生きる力を育むために」(H27 三鷹市教育委員会)、「SNS 東京ルール」(H27 東京都教育委員会)を活用してインターネットやスマートフォンの使い方、情報モラル教育の推進を図る。

2 未然防止のための取組みの推進

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できる授業や行事の中で互いを認め合える人間関係をつくる。そして、日常的に「いじめは絶対に許されない」という認識を教員も「いじめ防止教育プログラム」等を活用した校内研修を基に学校全体で共有する。また、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の視点から、小・中9年間にわたる発達段階に応じた取組を推進する。
- (2) 「いじめ防止年間指導計画」に基づき、ふれあい月間6, 11, 2月を重点指導月間とし、アンケートや全員面接などに取り組む。
- (3) 「特別の教科 道徳」や学級活動を中心に、すべての教育活動を通じて、道徳的及び体験的活動等の充実を図る自己有用感・自己肯定感を育む学習を設定する。特に、「人権教育プログラム」や「東京都道徳教育教材集」、「私たちの道徳」「いじめ防止リーフレット」等の活用を図る。
- (4) 保護者、地域住民、並びに関係する機関及び団体等コミュニティ総がかりで取組むため、家庭・地域・団体で連携し、情報共有を意図的に実施する。

3 早期発見のための取組みの推進

(1) 日常的な観察

児童との会話をできるだけもち、児童の変化、上履き、机、掲示物などの環境の乱れがないかを

常に観察する。小さな変化に気付いた際には迅速に対応する。11月のふれあい月間には担任による全クラス児童の面談月間を設定し、友だち関係や悩みについて把握し、問題の発見があれば迅速に対応する。

(2) 教育相談

ふれあい月間や個人面談月間を設定し、児童が相談しやすい環境をつくるなど、児童が自分の気持ちを伝える環境づくりに努める。また、児童や保護者への相談窓口の周知、スクールカウンセラー（以下SCと記述）や養護教諭による悩みを個別に聴く相談窓口についても周知する。また、第5学年の全児童とSCの顔合わせを年度当初に実施する。

(3) 定期的なアンケートの実施

ふれあい月間（6，11，2月）に生活全般やいじめに関する調査について、方法等を工夫して実施し、いじめの早期発見、いじめの疑い事例も含めて状況を的確に把握する。

4 早期対応のための校内組織の設置

(1) 管理職、生活指導主任、学年主任、担任、養護教諭、教育支援コーディネーター、SC等からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織「校内いじめ対策委員会」を機能させる。役割はいじめ問題に対する年間指導計画の実行、状況把握、方針の決定、及び関係機関との連携をはじめ、解消に向けた取り組みの中心となる。

(2) いじめを認知した場合に、速やかに当該組織が中心となり、関係児童からの聞き取りを行い、事実の有無を確認し、的確な対応ができるよう、平素から校内組織の役割や活用の仕方について、共通理解を図っておく。

(3) 学校は、いじめの被害者を守ることを第一に考えた対応はもちろんのこと、いじめの理由や背景をつきとめ、加害者への毅然とした指導でいじめをやめさせる。当事者や、周りの者すべてを含む集団が好ましい集団活動を取り戻すよう、校内組織を中核として継続した指導を行う。

(4) 「平成27年度ふれあい月間いじめ状況調査」（三鷹市教育委員会作成シート）等の様式を用いて、いじめ問題に関する指導記録を保存し、校内で情報を共有するとともに、進級・進学の際に継続した引き継ぎができるようにする。

(5) 学園の組織と連携し、小・中一貫の視点でも自己有用感、自己肯定感を育成することを目指し、発達段階に応じた取組を行う。

5 重大事態への対応～教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめを認知した場合、教育委員会への報告、必要に応じてSC、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター・児童相談所等の協力を得て「学校いじめ対策委員会」を中心に解決に取り組むことを、全教職員が周知し、事実に関する情報を提供し、再発を防止する措置を取る。

(2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時は、躊躇せず所轄警察署と連携を取り対応する。

(3) いじめにより、児童の生命、心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その所属機関による調査、市長の附属機関による再調査に協力し、事態への対処や事実関係を明確にし対処する。

(4) 学校・PTA・地域でいじめについて協議する機会を設け、コミュニティー・スクール委員会を活用する。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめを認知した場合、速やかに保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた被害児童とその保護者に対する支援やいじめの加害児童とその保護者に対する助言を行う。また、事実確認のための聞き取り等により、判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

いじめの加害児童に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、学校はいかなる場合にも、いじめは絶対許さない、いじめを受けた被害児童を守り抜く基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図り、解消後も双方の児童の継続観察を行う。自校のいじめ対策方針等について、保護者会、学校便り等を通じて積極的に情報を発信し、学校、保護者、地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童に対して、懲戒を加えることを検討していく。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分注意し、いじめた児童・生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促す。そして、何よりも懲戒権の行使により、指導において児童に反省と反省に基づく行動を促すことを第一に取り組んでいく。

8 児童・生徒による取り組みの推進

いじめ問題の解決に向けて、子ども達自身が主体的に取り組む活動を推進する。

具体的には、児童の代表委員会が中心となり、学園の児童会・生徒会の交流を活用するなどして、児童自身が企画することができる取り組みを行う。

また、代表委員を推進役とした学園あいさつ運動に全校児童が参加する。あいさつを通して人のかかわりを深め、いじめを見て見ぬふりをしない、傍観者にならない態度を育てる。また、通年で「長縄チャレンジ」に取り組み、クラス全員で目標に向かって協力する取り組みを行う。また、学園やコミュニティ・スクール委員会と連携し、いじめ撲滅をテーマとした子ども熟議等への参加も推進していく。

9 いじめの「解決」について

いじめの解決について児童・教員、保護者、地域共に全教育活動の中で「子ども同士がお互いを大切にしているか」「教員がいじめに対してしっかり指導しているか」「悪いことは悪いと言う態度を育てているか」を理解し、連携した対応で解決できているか相互に確認していく。複数の教職員が一定期間以上にわたって観察した客観的な事実に基づき、対策委員会が解決の判断を行う。

10 学校評価の実施

学校評価において、いじめの早期発見、いじめの再発を防止、解消後の対応の取組等についての自己評価を行うとともに、その結果をコミュニティ・スクール委員会に報告し、適正に学校関係者評価が行われるようにする。それを基にした「方針」の見直しを毎年行っていく。